

ぎふ清流文化プラザ 1 階エントランス自動ドア取替工事に関する一般競争入札公告

ぎふ清流文化プラザ 1 階エントランス自動ドア取替工事について、一般競争入札を行うので公告する。

令和 7 年 7 月 9 日

公益財団法人 岐阜県教育文化財団
理事長 高木 敏彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

ぎふ清流文化プラザ 1 階エントランス自動ドア取替工事

(2) 工事内容

入札説明書による。

(3) 工期

契約締結日から令和 7 年 9 月 30 日まで

(4) 工事場所

入札説明書による。

(5) 予定価格

4, 868, 600 円（消費税及び地方消費税を含む）

(6) 最低制限価格制度

有

2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に抵触しない者であること。

(2) 岐阜県建設工事等入札参加資格者名簿（建設工事＜建具工事業＞）に登載されていて、岐阜県内に本店、支店、営業所を有すること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てをした者にあつては、同法第 199 条又は第 200 条の規定による更生計画認可の決定を受けていること。

(4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による民事再生手続開始の申し立てをした者にあつては、同法第 174 条の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

(5) 岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領（平成 13 年 4 月 1 日工検第 12 号）に基づく入札参加資格停止措置を、当該一般競争入札対象工事の入札参加申請書の提出期限日から当該工事の落札者を決定する日までの期間内に受けていないこと。

(6) 岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（以下「暴力団措置要綱」という。）に基づく入札参加資格停止措置を、当該工事の開札を行う日までに受けていないこと、又は暴力団措置要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部署

住 所 〒502-0841 岐阜県岐阜市学園町3丁目42番地 ぎふ清流文化プラザ1階

部 署 公益財団法人 岐阜県教育文化財団 施設管理課

電 話 058-233-5810

メール gecf@g-kyoubun.or.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和7年7月9日（水）から令和7年7月18日（金）までの毎日（土日を除く。）9時から17時まで

イ 交付場所

3の（1）に同じ。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める入札参加資格確認申請書を3の（1）まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限 令和7年7月18日（金）17時

期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 入札参加資格の確認結果は、令和7年7月22日（火）までに通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和7年7月24日（木）14時

イ 場 所 岐阜県岐阜市学園町3丁目42番地
ぎふ清流文化プラザ4階 第3練習室

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の（4）のイの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

3の（1）に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者の決定方法

落札者は、予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者とする。ただし、最低制限価格を設けているため、入札額が最低制限価格を下回った場合は、当該入札を失格とする。

ウ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに以下のいずれかに該当する入札は、無効と

する。

- 一 入札者が同一事項に対し、二以上の入札をしたとき。
- 二 入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
- 三 入札に関し談合等の不正行為があったとき。
- 四 入札書に記名押印がないとき。
- 五 入札書の記載事項が確認できないとき。
- 六 その他あらかじめ指定した事項に違反したとき

エ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときはこれを中止する。

入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

オ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 郵便又は電信による入札は、認めない。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) 落札者が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

(7) 入札等に関する質疑がある場合は、令和7年7月18日（金）17時までに、書面により3の（1）まで提出するものとする。

(8) 詳細は、入札説明書による。